

看護師の特定行為研修に係る連携協定の締結

開催日時 平成29年5月16日（火） 14:00～15:00

場所 放送大学 和歌山学習センター



和歌山県立医科大学と放送大学は、このたび看護師の特定行為研修制度の共通科目について連携協定を締結しました。

看護師の特定行為研修とは、医師が看護師に診療の補助を指示する手順書により、特定行為を行うために特に必要とされる実践的かつ、専門的な知識及び技能向上のための研修です。

この研修は「共通科目」と「区分別科目」の講義・演習・実習から成り立っており、講義・演習については大学通信教育設置基準に定める方法（オンライン授業）で行うことが可能です。

今回の連携協定に基づき平成29年4月以降、本学は「共通科目」において放送大学のオンライン授業を導入し、放送大学は同科目の単位を付与します。

厚生労働省は2025年度までに10万人以上の特定行為研修を受けた看護師の養成を目指しています。

今回の連携協定につき、本学は「県下における効率的で安全な医療の提供や、在宅看護での患者対応の質的向上を図り、地域包括ケアシステムの構築に貢献できる」、放送大学は「和歌山県立医科大学への科目提供で、研修講師の負担軽減を図り、看護師には安価で質の高い科目を提供できる」、そして、本学と放送大学の連携により「看護師の特定行為研修の共通科目の標準化と、この制度に対する貢献できる」というメリットが考えられます。

連携協定に調印後、「この協定で教育、診療はもちろん、社会貢献にも繋がる」と本学の岡村理事長、「これから様々なことで協力していきたい」と放送大学の有川理事長の言葉があり、調印式を終えました。

